

食品の自主回収及び苦情相談等について(令和6年(2024年)6月分)

(1) 食品の自主回収について

熊本市保健所管内の自主回収情報は次の通りです。

なお、全国の詳細については厚生労働省のホームページ内の「[自主回収報告制度\(リコール\)に関する情報](#)」をご覧ください。

	届出日	商品名	健康への危険性の程度*	回収理由	回収方法
1	6/10	タコ薄引き (煮だこ)	CLASS II	消費期限表示2024年6月7日のところを賞味期限2024年6月27日と記載	・販売店 POP により周知 ・食品衛生申請等システムでの公表 ・店頭回収

* CLASS I : 喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が高い場合

CLASS II : 喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が低い場合

CLASS III : 喫食により健康被害の可能性がほとんど無い場合

(2) 食品等に関する苦情相談について

熊本市保健所では、消費者等からの「食品等に関する苦情相談」を受けています。

令和6年(2024年)6月分の事例の中から紹介します。

相談内容	対応等
1 賞味期限が切れた和菓子のラベルを貼りなおして販売している	<p>【相談内容】</p> <p>購入した和菓子の賞味期限のラベルシールの下に、すでに期限の切れた賞味期限の表示があった。賞味期限が過ぎて、品質の劣化した商品を販売しているのではないか。</p> <p>【状況】</p> <p>通常は、製造元で一括表示された商品(賞味期限は空欄)を入荷し、販売店で賞味期限のラベルを貼付して販売している。</p> <p>当該品は、製造元が誤って賞味期限を印字した商品が入荷されたもの。品質に問題はない。</p> <p>【改善措置】</p> <ul style="list-style-type: none">・いつもと違うラベルで納品された場合、製造元に確認してから販売すること。・販売店で表示ラベルを打ち直す場合、消費者に誤認を与えないようにすること。・納品後の賞味期限の設定根拠について、製造元に確認すること。